

労働基準法の一部を改正する法律（案）

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その」を「労働条件の」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（雇用形態を理由とする賃金についての差別的取扱いの禁止）

第四条の二 使用者は、労働者の雇用形態を理由として、賃金について、差別的取扱いをしてはならない。

第一百十九条第一号中「、第四条」を「から第四条の二まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（適用区分）

2 この法律による改正後の労働基準法第四条の二の規定は、この法律の施行の日以後の労働に対して同日

以後に支払われる賃金について適用する。

(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正)

- 3 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「短時間労働者(以下)」を「短時間労働者(第十条第一項において)」に改め、「賃金の決定」を削る。

第九条第一項中「。次項において同じ」を削り、同条第二項を削る。

第十条第一項中「職務内容同一短時間労働者が」を「職務内容同一短時間労働者(通常の労働者と同視すべき短時間労働者を除く。以下この項において同じ。)が」に改める。

理 由

最近の社会経済情勢の変化に鑑み、労働基準法で定める労働条件の基準を理由として労働条件を低下させてはならないこととする規定を削るとともに、雇用形態を理由とする賃金についての差別的取扱いを禁止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。